

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第26号

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大和市児童福祉法施行細則（昭和56年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法第23条」を「第23条」に、「の措置（以下「入所措置」を「（以下「助産又は母子保護の実施」に改める。

第6条中「入所措置」を「助産又は母子保護の実施」に、「助産施設（母子生活支援施設）入所申請書」を「助産施設入所申請書又は母子生活支援施設入所申請書」に改める。

第7条の見出し中「入所措置」を「助産又は母子保護の実施」に改め、同条中「助産施設（母子生活支援施設）入所措置調書」を「助産施設（母子生活支援施設）入所調書」に、「入所措置」を「助産又は母子保護の実施」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「入所措置」を「助産又は母子保護の実施」に、同項中「申請者」を「当該申請者」に改め、同項第1号中「入所措置」を「助産又は母子保護の実施」に、「助産施設（母子生活支援施設）入所承諾書」を「助産施設入所承諾書又は母子生活支援施設入所承諾書」に改め、同項第2号中「入所措置」を「助産又は母子保護」に、「助産施設（母子生活支援施設）入所不承諾通知書」を「助産施設入所不承諾通知書又は母子生活支援施設入所不承諾通知書」に改め、同項第3号中「入所措置」を「助産又は母子保護の実施」に、助産（母子保護）実施解除通知書を「助産実施解除通知書又は母子保護実施解除通知書」に改め、同条第2項中「入所措置の」を「助産又は母子保護の実施を」に、「を、助産（母子生活支援施設入所）措置依頼書」を「について、助産施設入所依頼書又は母子生活支援施設入所依頼書」に改め、「長へ」の次に「入所を」を加える。

第9条（見出しを含む。）中「入所措置」を「助産又は母子保護の実施」に改める。

第11条中「（以下「措置妊産婦」という。）」を削る。

第12条の見出し中「措置委託費」を「入所委託費」に改め、同条第1項中「措置委託」を「入所委託」に改め、「要する費用」の次に「（以下「入所委託費」という。）」を加え、同条第4項中「措置委託に要する」を「行った医療等の給付に要した」に改め、同条第5項中「措置委託に要する」を「当該委託医療機関等が行った医療等の給付に要した」に、「措置委託費」を「入所委託費」に改める。

第13条第1項中「措置委託に要する費用」を「入所委託費」に改める。

第14条の見出し中「措置委託費」を「入所委託費」に改め、同条第1項中「措置委託に要する費用」を「助産施設及び母子生活支援施設は、入所委託費」に改め、同条第2項中「措置委託に要する費用」を「入所委託費」に改める。

第18条第4項中「第56条第3項」を「第56条第2項」に、「第3条」を「第3条第1項」に改める。

別表第2第7号様式の項中「助産施設（母子生活支援施設）入所申請書」を「助産施設入所申請書」に改め、同表第8号様式の項から第12号様式の項までを次のように改める。

第8号様式	母子生活支援施設入所申請書	第6条
第9号様式	助産施設（母子生活支援施設）入所調書	第8条
第10号様式	助産施設入所承諾書	第8条
第11号様式	母子生活支援施設入所承諾書	第8条
第12号様式	助産施設入所不承諾通知書	第8条

別表第2第12号様式の項の次に次のように加える。

第13号様式	母子生活支援施設入所不承諾通知書	第8条
第14号様式	助産実施解除通知書	第8条
第15号様式	母子保護実施解除通知書	第8条
第16号様式	助産施設入所依頼書	第8条
第17号様式	母子生活支援施設入所依頼書	第8条

別表第2様式番号の欄中「第13号様式」を「第18号様式」に、「第14号様式」を「第19号様式」に、「第15号様式」を「第20号様式」に、「第16号様式」を「第21号様式」に、「第17号様式」を「第22号様式」に、「第18号様式」を「第23号様式」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。